

証券コード 8737
平成30年6月13日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小舟町8番1号
株 式 会 社 あ か つ き 本 社
代表取締役社長 島 根 秀 明

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室
3. 目的事項

報告事項

1. 第68期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

監査等委員でない取締役6名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案

監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.akatsuki-fg.com/>）に掲載させていただきます。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）において、当社グループは以下のような取り組みを行ってまいりました。

当社は平成29年7月に中古不動産のリノベーション事業を行う㈱トータルエステート及びそのグループ会社（以下「トータルエステートグループ」といいます。）を連結子会社とし、グループの不動産関連事業の拡大による企業価値の向上を図ってまいりました。

証券関連事業では、世界的な景気回復と好調な企業業績を背景に国内外のマーケット環境が好調に推移したことで、あかつき証券㈱においては、国内株式に加え米国株式関連の収益が伸長し業績が拡大いたしました。また、リテールビジネスに加え、金融商品仲介ビジネスの基盤拡大に注力した結果、契約業者数は45社となりました。さらに、ロボアドバイザーによる資産運用の導入を進めるため、投資助言、代理業の登録を行うなど、フィンテックを活用した新たな金融サービスへの取り組みも推進しております。

不動産関連事業では、前述いたしましたトータルエステートグループにおいて中古不動産のリノベーション事業が順調に推移し、また、資産ポートフォリオの入れ替えに伴う有形固定資産の売却も業績拡大に寄与いたしました。EWアセットマネジメント㈱においては、同社の運営するヘルスケアファンドが進めておりました有料老人ホーム建設プロジェクトにおいて、有料老人ホーム3件が完成し、選定した介護事業者と賃貸借契約を締結し、各事業者により運営が開始されました（うち1件は平成30年5月1日より運営開始）。さらに有料老人ホーム用不動産を新たに1件取得し、運用資産の拡大を図りました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の営業収益は22,650百万円（前期比425.3%増）営業利益は1,616百万円（前期は458百万円の損失）、経常利益は1,786百万円（前期比323.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,715百万円（前期比617.5%増）となりました。

## ② 資金調達の状況

当社は、中古不動産の再生やリノベーションを行う㈱トータルエステート及びそのグループ会社の株式取得資金に充当するために、以下の資金調達を実施いたしました。

### イ. 非上場型新株予約権の無償割当て

平成29年6月19日に、当社以外の全株主様を対象とした非上場型新株予約権の無償割当てを実施し、新株予約権15,775,045個の発行をいたしました（1個につき払込金額150.5円）。平成30年3月20日の行使期限までに、12,724,124個が権利行使されたことで、1,914,980千円の資金調達を行っております。

### ロ. 借入

平成29年6月30日に、㈱みずほ銀行、㈱りそな銀行、㈱静岡銀行より、総額3,000,000千円の資金調達を行っております。

### ハ. 社債

平成29年5月25日に、㈱あかつき本社第4回無担保社債を発行し、1,000,000千円の資金調達を行っております。

## ③ 重要な企業再編等の状況

当社の子会社である㈱あかつき投資は、平成29年7月3日付で㈱トータルエステートの株式を取得し、連結子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第65期<br>(平成27年3月期) | 第66期<br>(平成28年3月期) | 第67期<br>(平成29年3月期) | 第68期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年3月期) |
|-------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)                               | 6,200,501          | 5,391,538          | 4,312,220          | 22,650,044                      |
| 経 常 利 益(千円)                               | 1,142,607          | 490,335            | 421,715            | 1,786,502                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は当(千円)<br>期 純 損 失 (△) | 1,727,890          | △1,464,609         | 239,144            | 1,715,848                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)                  | 120円87銭            | △99円66銭            | 15円91銭             | 93円01銭                          |
| 総 資 産(千円)                                 | 26,994,986         | 21,933,234         | 27,868,100         | 53,649,207                      |
| 純 資 産(千円)                                 | 11,101,673         | 9,435,642          | 9,027,872          | 12,467,587                      |

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均の発行済株式から自己株式数を控除した数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| セグメント   | 会社名             | 当社の議決権比率    | 主要な事業内容               |
|---------|-----------------|-------------|-----------------------|
| 証券関連事業  | あかつき証券(株)       | 100.0 %     | 証券業                   |
| 不動産関連事業 | (株)トータルエステート    | 100.0 % (※) | 中古不動産の再生<br>リノベーション事業 |
|         | (株)トータルテック      | 100.0 % (※) | 中古不動産の再生<br>リノベーション事業 |
|         | EWアセットマネジメント(株) | 66.7 %      | アセットマネジメント事業          |
|         | 合同会社さつき         | 47.1 %      | 高齢者住宅特化型不動産<br>ファンド   |
|         | (株)マイトランク       | 100.0 %     | トランクルーム事業             |

- (注) 1. 上記に掲げた重要な子会社6社を含む連結子会社は19社、持分法適用会社は1社であります。  
2. 平成29年7月3日付で、当社は連結子会社である(株)あかつき投資を通じ、(株)トータルエステート及び(株)トータルテックの株式を取得し、連結子会社としております。  
3. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。  
4. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

| 会社名          | 住所                   | 帳簿価額の合計額    | 当社の総資産額      |
|--------------|----------------------|-------------|--------------|
| あかつき証券(株)    | 東京都中央区日本橋小舟町8番1号     | 3,824,096千円 | 15,303,871千円 |
| (株)トータルエステート | 神奈川県横浜市中区相生町6丁目113番地 | 5,686,361千円 |              |

### (4) 対処すべき課題

あかつき証券(株)におきましては、継続的なお客様の投資利益の追求及び中長期的な預かり資産の拡大が重要な課題であると考えております。「貯蓄から資産形成へ」の流れが本格化するなかで、投資調査部及び投資情報会社との提携等を通じて、付加価値の高い投資情報をタイムリーに提供する体制をさらに充実させることで、お客様ニーズに合致した商品の提供に努めてまいります。また、多岐に亘る研修等の実施により、営業員のコンサルティング力を強化し、預かり資産の中長期的な成長へ向けた最適なアドバイスに努め、お客様との信頼関係の構築に取り組んでまいります。さらに、IFA（金融商品仲介）ビジネスの更なる拡大やフィテックを活用した新たな金融サービスへの取り組みを進めるなど、金融情勢の変化に機敏に対応するこ

とで、ビジネスチャンスを着実に捉え、持続的な成長を目指してまいります。なお、これらの施策を実施する過程におきましては、コンプライアンス態勢の強化及び徹底が重要であると考えており、引き続き強化に取り組んでまいります。

(株)トータルエステートにおいては、主力事業である中古不動産の再生・リノベーション事業の拡大を進めてまいります。昨今の新築マンションの価格の高止まりや中古マンションの認知度の向上などを背景に中古マンションの需要が拡大していることから、入居者が退去した物件のみならず、賃借人が入居中の物件取得を積極的に進めてまいります。当該事業の拡大に合わせて、資金調達が重要となることから、金融機関及び社債の発行等の借入を中心としながらも、自己資本による調達も勘案し財務的なバランスを図ってまいりたいと考えております。

EWアセットマネジメント(株)においては、当社と外部投資家が出資するファンドスキームの形態をとることにより投資リスクを分散させながら、高齢者向け住宅の開発を行っております。介護事業者との長期のマスターリース契約によって安定的な賃料収入によるインカムゲインを得ながら、各ヘルスケアリート等への売却によるキャピタルゲインも合わせて追求しております。同社が組成した第1号ファンドに関しては物件取得のステージが完了し、今後は物件の売却の検討を行うこととなり、さらなる拡大を目指し第2号ファンドの組成にも着手することを検討しております。今後の成長のために、好条件の不動産の取得と開発の進捗によって資産残高を増加させていくことが重要であると考えております。

(株)マイトランクにおいては、引き続きトランクルームの新規出店、稼働率の向上に注力し、事業拡大に努めております。さらなる成長のためには、潜在ニーズの発掘による新たな需要創出になるような付加価値サービスを生み出すことが重要であり、個人向けに事業を展開する清掃会社などの外部とのアライアンスを行い、新たな顧客の発掘を進めております。

当社は、資金調達と、グループ各社に対する適切な資産配分を行いながら、グループ全体としての成長を図ってまいります。また、新規事業の企画推進や、あるいは事業からの撤退や売却等、持株会社としての経営企画機能を担ってまいります。当社においては、これらの業務に必要な高度な計数管理・企画能力を持った人材の育成と確保が、当社の今後の成長にとって必要不可欠であると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

|         |                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 証券関連事業  | <ul style="list-style-type: none"><li>・有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介</li><li>・有価証券の引受け及び売出し</li><li>・有価証券の募集及び売出しの取り扱い</li><li>・証券取引を中心とした投資助言業・投資運用業</li></ul>               |
| 不動産関連事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・中古不動産の再生、リノベーション事業</li><li>・高齢者向け住宅事業に関するアセットマネジメント業</li><li>・不動産取引を中心とした投資助言代理業</li><li>・投資運用業</li><li>・トランクルーム運営</li></ul> |

(6) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

①当社

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都中央区 |
|----|--------|

②主要な子会社

|         |                 |                                                                        |
|---------|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 証券関連事業  | あかつき証券(株)       | 本店（東京都中央区）<br>大阪支店（大阪市中央区）<br>八日市場支店（千葉県匝瑳市）<br>加古川支店（兵庫県加古川市）<br>他8支店 |
| 不動産関連事業 | (株)トータルエステート    | 横浜本社（横浜市中区）<br>東京支社（東京都港区）                                             |
|         | (株)トータルテック      | 本社（横浜市中区）                                                              |
|         | EWアセットマネジメント(株) | 本社（東京都中央区）                                                             |
|         | (株)マイトランク       | 本社（東京都渋谷区）                                                             |

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------|-------------|
| 証券関連事業  | 161名 | 2名減         |
| 不動産関連事業 | 173名 | 166名増       |
| 全社（共通）  | 7名   | 1名増         |
| 合計      | 341名 | 165名増       |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、常用パートを含んでおります。）であります。
2. 使用人数には、歩合外務員（2名）、嘱託（1名）は含まれておりません。
3. 使用人数が前連結会計年度末に比べ165名増加したのは、主に㈱トータルエステート、㈱トータルテック、㈱トータルエステート住宅販売の株式を取得したことにより、連結子会社が増加したことによるものであります。

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 7名   | 1名増       | 37.8歳 | 8.8年   |

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、常用パートを含んでおります。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| ㈱ 静 岡 銀 行     | 2,984,213千円 |
| ㈱ り そ な 銀 行   | 2,196,467千円 |
| ㈱ 福 岡 銀 行     | 1,999,996千円 |
| 日 本 証 券 金 融 ㈱ | 1,977,525千円 |
| 西 武 信 用 金 庫   | 1,851,446千円 |
| ㈱ 三 井 住 友 銀 行 | 1,183,200千円 |
| ㈱ 八 千 代 銀 行   | 1,055,038千円 |

- (注) 1. 連結しているファンド（匿名組合等）が調達しているノンリコースローンは含んでおりません。
2. ㈱八千代銀行は、平成30年5月1日付で㈱東京都民銀行及び㈱新銀行東京と合併し、㈱きらぼし銀行となっております。



(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 46,000,000株

② 発行済株式の総数 22,973,937株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数が6,549,862株増加しております。

③ 株主数 23,339名

④ 大株主（上位10位）

| 株 主 名                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 資産管理サービス信託銀行(株)（信託E口）       | 1,407千株 | 6.1%    |
| (株) 松 栄 管 理                 | 1,110   | 4.8     |
| (株) ア エ リ ア                 | 862     | 3.8     |
| (株) 工 藤 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト | 570     | 2.5     |
| 日 本 証 券 金 融 (株)             | 560     | 2.4     |
| トランスパシフィック・アドバイザーズ(株)       | 494     | 2.2     |
| 小 林 祐 介                     | 489     | 2.1     |
| マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ (株)       | 454     | 2.0     |
| 長 嶋 貴 之                     | 440     | 1.9     |
| 仲 本 薫                       | 310     | 1.3     |

- (注) 1. 平成25年5月14日付の取締役会において「株式給付信託（J-ESOP）」、平成26年6月3日の取締役会決議に替わる書面決議により「株式給付信託（BBT）」の導入を決議し、資産管理サービス信託銀行(株)（信託E口）にて、平成30年3月31日現在、1,407千株を保有しております。なお、持株比率の計算上、当該株式は自己株式数に含まれておりません。
2. (株)松栄管理は当社代表取締役島根秀明氏の資産管理会社です。
3. (株)工藤アセットマネジメントは当社取締役工藤英人氏の資産管理会社です。
4. 持株比率は自己株式（6千株）を控除して計算し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成30年3月期における自己株式の取得及び処分

1.取得株式

単元未満株式の買取請求により自己株式の取得を行っております。

普通株式 7,534株

取得価額の総額 3,722千円



2.処分株式

株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出を目的として、平成29年12月4日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

処分期日 平成29年12月20日  
処分株式数 普通株式650,000株  
処分価額 1株につき金455円  
処分価額の総額 295,750千円  
処分先 資産管理サービス信託銀行(株)（信託E口）

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
（平成30年3月31日現在）

1.平成28年2月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 2,550,000個                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 928,200株<br>(新株予約権1個当たり0.364株)                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の払込金額             | 1個につき0.92円                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき178円                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使期間             | 平成28年3月18日から平成32年7月16日まで                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の主な行使の条件          | 1. (株)東京証券取引所における当社普通株式の株価が一度でも225円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。<br>2. 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。<br>3. 本新株予約権の相続による承継は認めない。<br>4. その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。 |
| 取締役（社外取締役を除く。）の保有状況    | 保有者数 3名<br>新株予約権の数 1,450,000個<br>目的となる株式数 527,800株                                                                                                                                                                          |
| 社外取締役の保有状況             | 保有者数 1名<br>新株予約権の数 700,000個<br>目的となる株式数 254,800株                                                                                                                                                                            |

(注) 平成28年2月25日開催の取締役会において承認された当社と当社の連結子会社であるあかつき証券(株)との株式交換に係る株式交換契約書に基づき、株式交換の効力発生日である平成28年3月18日付で発行しております。

## 2.平成29年4月5日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 10,500個                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 1,050,000株<br>(新株予約権1個当たり100株)                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の払込金額             | 1個につき2,050円                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき334円                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使期間             | 平成29年4月21日から平成32年3月25日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の主な行使の条件          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</li> <li>2. 本新株予約権の相続による承継は認めない。</li> <li>3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>4. その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。</li> </ol> |
| 取締役（社外取締役を除く。）の保有状況    | 保有者数 5名<br>新株予約権の数 4,200個<br>目的となる株式数 420,000株                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 社外取締役の保有状況             | 保有者数 1名<br>新株予約権の数 800個<br>目的となる株式数 80,000株                                                                                                                                                                                                                                                                      |

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
平成29年4月5日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 10,500個                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 1,050,000株<br>(新株予約権1個当たり100株)                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の払込金額             | 1個につき2,050円                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき334円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使期間             | 平成29年4月21日から平成32年3月25日まで                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の主な行使の条件          | 1. 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。<br>2. 本新株予約権の相続による承継は認めない。<br>3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。<br>4. その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。 |
| 当社使用人の交付状況             | 交付者数 3名<br>新株予約権の数 1,500個<br>目的となる株式数 150,000株                                                                                                                                                                                               |
| 子会社の役員及び使用人の交付状況       | 交付者数 8名<br>新株予約権の数 4,000個<br>目的となる株式数 400,000株                                                                                                                                                                                               |

③ その他新株予約権等の状況  
平成28年2月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第8回新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 100,000個                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 36,400株<br>(新株予約権1個当たり0.364株)                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の払込金額             | 1個につき1円                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき229円                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使期間             | 平成29年7月17日から平成32年7月16日まで                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の主な行使の条件          | 1. (株)東京証券取引所における当社普通株式の株価が一度でも283円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。<br>2. 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。<br>3. 本新株予約権の相続による承継は認めない。<br>4. その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。 |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名                      | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                   |
|---------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 島 根 秀 明                  | あかつき証券(株)取締役<br>EWアセットマネジメント(株)取締役<br>(株)マイトランク取締役<br>(株)あかつき投資代表取締役<br>(株)トータルエステート代表取締役会長<br>(株)トータルテック取締役<br>リードウェイ(株)取締役会長                            |
| 取 締 役 会 長     | 濱 岡 洋 一 郎                | EWアセットマネジメント(株)代表取締役<br>(株)トータルエステート取締役<br>(株)トータルテック取締役<br>日本プロロジスリート投資法人監督役員                                                                            |
| 取 締 役         | 工 藤 英 人                  | あかつき証券(株)代表取締役社長<br>(株)あかつき投資取締役<br>(株)トータルエステート取締役<br>(株)トータルテック取締役<br>リードウェイ(株)取締役                                                                      |
| 取 締 役         | 川 中 雅 浩                  | 社長室長<br>(株)マイトランク取締役<br>(株)あかつきTEインベストメント取締役                                                                                                              |
| 取 締 役         | 安 東 恭 一                  | 弁護士<br>新霞が関総合法律事務所パートナー                                                                                                                                   |
| 取 締 役         | 小 林 祐 介                  | (株)アエリア代表取締役社長<br>(株)ソアラボ代表取締役<br>(株)エンパシーゲームズ代表取締役<br>Twist(株)代表取締役<br>(株)Impression取締役<br>(株)アエリア投資式号代表取締役<br>(株)トータルマネージメント取締役                         |
| 取 締 役         | ド ミ ニ ユ ン<br>ヘ ン ダ ー ソ ン | ベンディゴパートナーズ パートナー<br>ベンディゴ(株)代表取締役<br>(株)プロスペクト取締役<br>トレードイットジャパン合同会社職務執行者                                                                                |
| 常 勤 監 査 役     | 長 田 徳 夫                  | (株)あかつき投資監査役<br>(株)トータルエステート監査役<br>(株)トータルテック監査役<br>(株)トータルエステート住宅販売監査役                                                                                   |
| 常 勤 監 査 役     | 横 田 和 史                  | あかつき証券(株)監査役                                                                                                                                              |
| 監 査 役         | 小 西 克 憲                  | あかつき証券(株)監査役                                                                                                                                              |
| 監 査 役         | 田 名 網 一 嘉                | (株)アエリア社外監査役<br>(株)エアネット監査役<br>(株)エイジ監査役<br>(株)ファーストペンギン監査役<br>(株)リベル・エンタテインメント監査役<br>(株)アスガルド監査役<br>(株)アリスマティック監査役<br>(株)Impression監査役<br>(株)アエリア投資式号監査役 |

- (注) 1. 取締役安東恭一氏及び小林祐介氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小西克憲氏及び田名網一嘉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田名網一嘉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役安東恭一氏及び監査役田名網一嘉氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 総 額           |
|--------------------|-----------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2) | 316,840千円<br>(12,900) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2)  | 14,400<br>(5,400)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11<br>(4) | 331,240<br>(18,300)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月17日開催の第47回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の総額は、取締役に対する業績連動型の株式報酬制度に基づき計上した役員株式給付引当金211,303千円を含んでおります。本制度に係る取締役の報酬等の総額は、平成29年6月29日開催の第67回定時株主総会で、上記2に記載の報酬限度額とは別枠で決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は3,300千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安東恭一氏は、新霞が関総合法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小林祐介氏は、(株)アエリア、(株)ソアラボ、(株)エンパシーゲームズ、Twist(株)、(株)アエリア投資式号の代表取締役及び(株)Impression、(株)トータルマネージメントの取締役を兼務しております。(株)アエリアは当社の株式862千株を保有しております。また、当社とその他の兼務先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役小西克憲氏は、あかつき証券(株)の監査役を兼務しております。同社は当社の子会社であります。
- ・監査役田名網一嘉氏は、(株)アエリアの社外監査役、(株)エアネット、(株)エイジ、(株)ファーストペンギン、(株)リベル・エンタテインメント、(株)アスガルド、(株)アリスマティック、(株)Impression、(株)アエリア投資式号の監査役を兼務しております。(株)アエリアは当社の株式862千株を保有しております。また、当社とその他の兼務先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|     |         | 取締役会（14回開催） |       | 監査役会（8回開催） |        |
|-----|---------|-------------|-------|------------|--------|
|     |         | 出席回数        | 出席率   | 出席回数       | 出席率    |
| 取締役 | 安東 恭 一  | 13回         | 92.9% | —          | —      |
| 取締役 | 小 林 祐 介 | 7           | 50.0  | —          | —      |
| 監査役 | 小 西 克 憲 | 12          | 85.7  | 8回         | 100.0% |
| 監査役 | 田名網 一 嘉 | 11          | 78.6  | 8          | 100.0  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

- ・取締役会における発言状況

取締役安東恭一氏及び小林祐介氏は、社外取締役として経営管理の観点から意見・アドバイスを行っております。

監査役小西克憲氏及び田名網一嘉氏は、社外監査役として取締役の職務執行をモニタリングし、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

- ・ 監査役会における発言状況  
監査役小西克憲氏及び田名網一嘉氏は、社外監査役として、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 海南監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,600千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,000千円 |

- (注) 1. 当社及び当社の子会社であるあかつき証券㈱につきましては、海南監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

③ 非監査業務の内容  
当社の子会社であるあかつき証券㈱は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である分別保管の法令遵守の検査業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要  
当社は会計監査人との間に責任限定契約は現在締結しておりません。



## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ・業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、グループ各社の取締役及び使用人が法令・各社定款及び社内諸規則を遵守した行動をとるためのコンプライアンス・マニュアルを定めております。また、グループ各社で問題が発生した場合は、各社のコンプライアンス部門が連携し、当社取締役会及び監査役会に報告することとしております。また、リスク管理委員会を設置し、法令上疑義のある行為等についてグループ各社の使用人が直接情報提供を行える内部通報窓口を開設するとともに、グループ取締役との関連性の高い問題については、取締役会の諮問機関として委員会を設置し、同委員会において審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する体制を整備しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理基本規程を制定し、リスクの発生の確率を減らし、そのマイナスの影響を抑えるための組織的な管理に関する基本的事項を定めております。

コンプライアンス、災害、情報セキュリティ及び自己ディール等に係る個別のリスク管理については、グループ各社ごとに専門性を要することから、グループ各社及び各部署において規則・ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、リスク管理の充実を図っております。なお、各社ごとのリスク管理状況については内部監査部門により監査を実施し、全社的なリスク管理の進捗状況を取締役会及び監査役会に報告し、必要に応じて指導・助言を行うものとしております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務分掌規程及び職務権限規程を定め、適切かつ効率的に取締役が職務の執行を行えるようにしております。また、グループ各社において、関係会社管理規程により、各社間と協議すべき事項、報告すべき事項等を定め、各社の業務の効率化を図っております。

#### ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### 1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社グループにおける関係会社管理規程において、報告すべき事項を定め、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報等について、当社への定期的な報告を行うものとしております。

## 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の損失の危険の管理については、グループ各社ごとに業務の専門性を有することから、当社と連携の上、各社において規則・ガイドラインの策定、マニュアルの作成・配布、教育の実施などを行い、リスク管理の充実を図っております。また、グループ各社で危険の発生を把握した場合、当社の子会社管理部門を通じて、当社取締役会に報告されることとなっております。

## 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるため、当社グループにおける関係会社管理規程を定め、協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化し、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重しております。また、グループに共通する間接部門の業務については共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努めております。

## 4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス・マニュアルを作成し、当社のコンプライアンス部門を中心にグループ各社のコンプライアンス部門と報告・連携等を行い、グループ各社固有のコンプライアンスリスクを分析し対応に努めております。また、各社で問題が発生した場合は当社コンプライアンス部門を通じて取締役会及び監査役会に報告することとしております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会は、当社グループの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

## ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関しては、取締役、部門責任者等の指揮命令を受けないこととし、監査役の指揮命令に従い補助業務が遂行できるような独立性を確保しております。

## ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従うこと、当該指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象となることとしております。

## ⑨ 監査役に報告するための体制

### 1. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口に対する通報状況及びその内容を速やかに報告することとしております。

### 2. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、コンプライアンス・マニュアルにおいて、各社のコンプライアンス部門を通じてリスク管理委員会に報告する

ものとし、重要なものについては取締役会の諮問機関として委員会を設置し、同委員会より当社取締役会及び監査役会に報告されることとなっております。

- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・マニュアルにおいて、当社グループの監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する旨を規定しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく請求をした場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査役会規程において、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととしております。また、監査役会が必要と判断した場合は、各業務執行取締役、グループ各社社長、重要な使用人から個別ヒヤリングを行う機会を設けることとしております。

#### ・業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の業務の適正を確保するための体制について、その整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに対する取組み

当社では、当社グループの役社員に向けて、当社が定めるコンプライアンス・マニュアルの継続的な周知に努めるとともに、グループ各社においても研修等の社内教育を実施することにより、コンプライアンスに対する意識向上に努めております。

また、法令上疑義のある行為等についてグループ各社の使用人が直接情報提供を行える内部通報窓口を開設し、リスク管理委員会を通じて取締役会及び監査役会に報告する体制を構築しております。また、グループ取締役との関連性の高い問題については、別途、取締役会の諮問機関として委員会を設置のうえ審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告することとしております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

- ② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

当社では、社外取締役2名を含む取締役7名及び社外監査役2名を含む監査役4名により、取締役会規程並びに取締役会付議基準の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、必要に応じた臨時開催・書面による決議等を行っております。当事業年度におきましては、14回の取締役会の開催と15回の書面決議を行いました。

また、取締役会の決定に基づく職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務分掌規程及び職務権限規程を定め、権限の委譲による各責任者が業務執行を行えるようにしております。

③ リスク管理に対する取組み

当社グループでは、グループ各社におけるリスク管理に係る規則・ガイドラインに基づき、リスク管理状況について内部監査部門により監査を実施し、リスク管理の進捗状況を取締役会及び監査役会に報告、必要に応じた指導・助言を行っているほか、リスク管理に係る研修の実施、マニュアルの作成・周知等を行っております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程において、報告すべき事項を定め、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報等について、取締役会において定期的に報告を行っております。

また、グループ各社において、関係会社管理規程により、各社間と協議すべき事項、報告すべき事項等を定め、各社の業務の効率化を図っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に対する取組み

当社では、監査役会が社外監査役2名を含む監査役4名により構成されており、当事業年度におきましては、8回の監査役会が開催されました。監査方針、監査計画等に基づき、原則として毎月1回の取締役会に出席し経営の監視を行っております。取締役の職務執行につきましては、監査役会規程に基づき経営執行に対する監督強化に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、配当を中心にしながら、自己株式取得等によって補完する形を採っており、その金額については、業績、投資や財務基盤の充実のための適正な内部留保の維持、また市場株価の水準を勘案して決定しております。

また、勘案する業績は、当社が持株会社であることから、単体業績がグループ全体の連結業績と大きく乖離する場合があるため、原則としては単体業績を基礎にする考え方を採っておりますが、当事業年度におきましては、主要子会社が100%子会社になった現状を鑑み、グループ全体としての業績を反映する連結業績を基礎にしております。

このような方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただき、すでに実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。

なお、市場買付による自己株式取得については、当事業年度における実績はありません。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                      |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                          | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>42,592,747</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>29,062,272</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 7,908,050         | 約 定 見 返 勘 定                  | 970,292           |
| 預 託 金                  | 5,700,000         | 信 用 取 引 負 債                  | 2,052,195         |
| ト レ ー ディング 商 品         | 1,449,274         | 信 用 取 引 借 入 金                | 1,977,525         |
| 信 用 取 引 資 産            | 5,166,609         | 信用取引貸証券受入金                   | 74,670            |
| 信 用 取 引 貸 付 金          | 5,127,261         | 預 り 金                        | 5,180,429         |
| 信用取引借証券担保金             | 39,347            | 受 入 保 証 金                    | 470,482           |
| 差 入 保 証 金              | 330,458           | 短 期 社 債                      | 4,000,000         |
| 販 売 用 不 動 産            | 21,044,583        | 短 期 借 入 金                    | 13,670,917        |
| そ の 他                  | 993,769           | 1年内返済予定長期借入金                 | 465,632           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>11,056,460</b> | ノンリコース1年内返済<br>予 定 長 期 借 入 金 | 101,720           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,210,213</b>  | 未 払 法 人 税 等                  | 421,429           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 3,945,925         | そ の 他                        | 1,729,173         |
| 土 地                    | 2,512,914         | <b>固 定 負 債</b>               | <b>12,100,059</b> |
| 建 設 仮 勘 定              | 558,086           | 社 債                          | 1,000,000         |
| そ の 他                  | 193,286           | ノ ン リ コ ー ス 社 債              | 100,000           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,493,649</b>  | 長 期 借 入 金                    | 6,451,040         |
| の れ ん                  | 2,230,632         | ノンリコース長期借入金                  | 3,354,035         |
| そ の 他                  | 263,017           | 退職給付に係る負債                    | 219,201           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,352,598</b>  | 役員株式給付引当金                    | 429,832           |
| 投 資 有 価 証 券            | 483,691           | そ の 他                        | 545,949           |
| そ の 他                  | 1,075,596         | <b>特 別 法 上 の 準 備 金</b>       | <b>19,288</b>     |
| 貸 倒 引 当 金              | △206,689          | 金融商品取引責任準備金                  | 19,288            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>53,649,207</b> | <b>負 債 合 計</b>               | <b>41,181,620</b> |
|                        |                   | <b>純 資 産 の 部</b>             |                   |
|                        |                   | <b>株 主 資 本</b>               | <b>10,714,011</b> |
|                        |                   | 資 本 金                        | 4,560,012         |
|                        |                   | 資 本 剰 余 金                    | 2,775,515         |
|                        |                   | 利 益 剰 余 金                    | 4,052,873         |
|                        |                   | 自 己 株 式                      | △674,389          |
|                        |                   | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>68,821</b>     |
|                        |                   | その他有価証券評価差額金                 | 62,593            |
|                        |                   | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 6,227             |
|                        |                   | <b>新 株 予 約 権</b>             | <b>21,647</b>     |
|                        |                   | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>1,663,106</b>  |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>12,467,587</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>53,649,207</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書  
(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目       |  | 金 額        |            |
|-----------|--|------------|------------|
| 営業収益      |  |            | 22,650,044 |
| 受入手数料     |  | 2,099,999  |            |
| トレーディング損益 |  | 1,498,716  |            |
| 金融収益      |  | 99,061     |            |
| 不動産事業売上高  |  | 18,942,844 |            |
| その他       |  | 9,422      |            |
| 金売        |  |            | 53,322     |
| 融上費用      |  |            | 13,762,270 |
| 売上原価      |  | 13,762,270 |            |
| 純営業収益     |  |            | 8,834,452  |
| 販売費・一般管理費 |  |            | 7,217,888  |
| 取引関係費     |  | 25,236     |            |
| 人件費       |  | 3,366,360  |            |
| 不動産関係費    |  | 372,795    |            |
| 事務費       |  | 513,167    |            |
| 減価却費      |  | 144,968    |            |
| 租税公課      |  | 475,587    |            |
| 販売手数料     |  | 653,027    |            |
| その他       |  | 1,666,745  |            |
| 営業利益      |  |            | 1,616,564  |
| 営業外収益     |  |            | 670,633    |
| 受取利息      |  | 204,487    |            |
| 投資有価証券売却益 |  | 390,512    |            |
| その他       |  | 75,634     |            |
| 営業外費用     |  |            | 500,695    |
| 支払利息      |  | 337,231    |            |
| 支払手数料     |  | 95,122     |            |
| 為替差損      |  | 39,369     |            |
| その他       |  | 28,972     |            |
| 経常利益      |  |            | 1,786,502  |



(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額      |           |
|-------------------------|----------|-----------|
| 特 別 利 益                 |          | 258,622   |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 258,622  |           |
| 特 別 損 失                 |          | 8,402     |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 7,272    |           |
| そ の 他                   | 1,130    |           |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |          | 2,036,722 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 494,817  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △130,815 | 364,002   |
| 当 期 純 利 益               |          | 1,672,720 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)     |          | △43,128   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |          | 1,715,848 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |           |          |            |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当連結会計年度期首残高                  | 3,574,577 | 1,854,670 | 2,731,889 | △685,420 | 7,475,716  |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |           |          |            |
| 新株の発行                        | 985,434   | 985,434   |           |          | 1,970,868  |
| 剰余金の配当                       |           |           | △262,654  |          | △262,654   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |           |           | 1,715,848 |          | 1,715,848  |
| 自己株式の取得                      |           |           |           | △346,775 | △346,775   |
| 自己株式の処分                      |           | △64,453   |           | 357,805  | 293,352    |
| 非支配株主との取引に係<br>る親会社の持分変動     |           | △135      |           |          | △135       |
| 連結子会社の新規連結に<br>伴う剰余金減少高      |           |           | △132,209  |          | △132,209   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) |           |           |           |          |            |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 985,434   | 920,845   | 1,320,983 | 11,030   | 3,238,294  |
| 当連結会計年度末残高                   | 4,560,012 | 2,775,515 | 4,052,873 | △674,389 | 10,714,011 |

|                              | その他の包括利益累計額      |              |                          | 新株予約権  | 非支配株主持分   | 純資産合計      |
|------------------------------|------------------|--------------|--------------------------|--------|-----------|------------|
|                              | その他有価証<br>券評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | そ の 他 利 益<br>の 包 括 額 合 計 |        |           |            |
| 当連結会計年度期首残高                  | 387,672          | 6,755        | 394,428                  | 2,668  | 1,155,059 | 9,027,872  |
| 当連結会計年度変動額                   |                  |              |                          |        |           |            |
| 新株の発行                        |                  |              |                          |        |           | 1,970,868  |
| 剰余金の配当                       |                  |              |                          |        |           | △262,654   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                  |              |                          |        |           | 1,715,848  |
| 自己株式の取得                      |                  |              |                          |        |           | △346,775   |
| 自己株式の処分                      |                  |              |                          |        |           | 293,352    |
| 非支配株主との取引に係<br>る親会社の持分変動     |                  |              |                          |        |           | △135       |
| 連結子会社の新規連結に<br>伴う剰余金減少高      |                  |              |                          |        |           | △132,209   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) | △325,079         | △527         | △325,606                 | 18,979 | 508,046   | 201,419    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △325,079         | △527         | △325,606                 | 18,979 | 508,046   | 3,439,714  |
| 当連結会計年度末残高                   | 62,593           | 6,227        | 68,821                   | 21,647 | 1,663,106 | 12,467,587 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

(1) 連結子会社の数 19社

(2) 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は「1. 企業集団の現況 (3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(3) 新たに連結の範囲に含めた会社の名称及び変更の理由

| 会社の名称           | 変更の理由 |
|-----------------|-------|
| ㈱あかつき投資         | 新規設立  |
| ㈱あかつきキャピタル      | 新規設立  |
| ㈱あかつきＴＥインベストメント | 新規設立  |
| ㈱トータルエステート      | 株式取得  |
| ㈱トータルテック        | 株式取得  |
| ㈱トータルエステート住宅販売  | 株式取得  |
| 合同会社かさい         | 新規設立  |
| 合同会社ふたば         | 新規設立  |

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の状況

持分法を適用した関連会社数 1社

主要な会社等の名称 兆富财富管理顧問股份有限公司

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、合同会社さつき、及び特定目的会社なぎさの決算日は10月31日であり、また、合同会社よすみ、合同会社みよし、合同会社はまの、合同会社おうぎ、合同会社かさい、及び合同会社ふたばの決算日は8月31日であるため、当社の連結決算日と異なります。

当連結会計年度においては、合同会社さつき、及び特定目的会社なぎさについて平成30年1月31日を決算日とみなした仮決算に基づく決算数値を使用しており、合同会社よすみ、合同会社みよし、合同会社はまの、合同会社おうぎ、合同会社かさい、及び合同会社ふたばについて平成30年2月28日を決算日とみなした仮決算に基づく決算数値を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品……………トレーディング商品に属する有価証券については、時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。

② 有価証券

    その他有価証券

        時価のあるもの……………連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

        時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

        なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取込む方法によっております。

③ デリバティブ取引……………時価法を採用しております。

④ たな卸資産

    通常の販売目的で保有するたな卸資産

        販売用不動産……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

    定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

    定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

        リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

        なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員株式給付引当金……………役員報酬の支給に備えるため、将来の株式給付見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

③ 金融商品取引責任準備金……金融商品事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

主に退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

無形固定資産に計上したのれんについては、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により消却を行っております。

(7) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の採用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」に区分掲記していた「長期貸付金」(当連結会計年度56,833千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「受取利息」は12,521千円であります。

前連結会計年度において、「営業外収益」に区分掲記していた「持分法による投資利益」(当連結会計年度299千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めております。

前連結会計年度において、「営業外費用」に区分掲記していた「社債発行費」(当連結会計年度8,872千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

(追加情報)

(株式給付信託制度 (J-ESOP) )

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、業績向上への意欲を高めるために、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP) 」 (以下、「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度及び給付時の株価等に応じて当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

なお、本制度は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第30号 平成27年3月26日) 第3項、第4項の取引には該当しないと判断しております。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

当該信託が保有する株式は、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除きます。)により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。なお、信託が保有する当社株式の帳簿価額は、前連結会計年度末43,206千円、当連結会計年度末21,529千円であります。

また、期末株式数は、前連結会計年度末53千株、当連結会計年度末46千株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度73千株、当連結会計年度38千株であります。

上記の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(株式給付信託制度 (BBT) )

当社は、当社及び一部の連結子会社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託制度 (BBT) 」 (以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として導入したものであります。

(1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役に対し、当社株式を取締役の退任に際し、給付する仕組みです。

取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

当該信託が保有する株式は、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除きます。)により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。なお、信託が保有する当社株式の帳簿価額は、前連結会計年度末299,403千円、当連結会計年度末649,380千円であります。

また、期末株式数は、前連結会計年度末506千株、当連結会計年度末1,360千株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度506千株、当連結会計年度769千株であります。

上記の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及び対応債務

(1)担保提供資産

|         |              |
|---------|--------------|
| 販売用不動産  | 20,184,554千円 |
| 建物及び構築物 | 362,135千円    |
| 土地      | 555,910千円    |
| 計       | 21,102,600千円 |

上記のほか、連結上消去されている関係会社株式（当連結会計年度6,299,188千円）を担保に供しております。

(2)担保債務

|              |              |
|--------------|--------------|
| 短期借入金        | 13,370,917千円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | 327,992千円    |
| 長期借入金        | 6,178,460千円  |
| 計            | 19,877,370千円 |

2. 責任財産限定型債務（ノンリコースローン）に係る担保提供資産及び対応債務

(1)担保提供資産

|            |             |
|------------|-------------|
| 建物及び構築物    | 3,282,113千円 |
| 土地         | 1,574,554千円 |
| 建設仮勘定      | 532,480千円   |
| 無形固定資産 その他 | 15,864千円    |
| 計          | 5,405,014千円 |

(2)担保債務

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| ノンリコース1年内返済予定長期借入金 | 101,720千円   |
| ノンリコース長期借入金        | 3,354,035千円 |
| 計                  | 3,455,755千円 |

3. 担保等として差入をした有価証券の時価額

|               |             |
|---------------|-------------|
| 信用取引貸証券       | 79,701千円    |
| 信用取引借入金の本担保証券 | 2,032,648千円 |
| 差入保証金代用有価証券   | 1,162,924千円 |

4. 担保等として差入を受けた有価証券の時価額

|               |             |
|---------------|-------------|
| 信用取引貸付金の本担保証券 | 4,598,632千円 |
| 信用取引借証券       | 79,701千円    |
| 受入証拠金代用有価証券   | 45,705千円    |
| 受入保証金代用有価証券   | 5,055,305千円 |

5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,223,474千円

6. 有形固定資産の減損損失累計額

連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

7. 金融商品取引法第43条の2の規定に基づいて分別保管されている資産  
預託金（顧客分別金信託） 5,700,000千円

8. 特別法上の準備金  
特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。  
金融商品取引責任準備金  
金融商品取引法第46条の5  
金融商品取引業等に関する内閣府令第175条

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類                         | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-----------------------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 発 行 済 株 式<br>普 通 株 式<br>（ 注 ） 1 . | 16,424,075株       | 6,549,862株       | －                | 22,973,937株      |
| 自 己 株 式<br>普 通 株 式<br>（ 注 ） 2 .   | 1,209,054株        | 947,094株         | 742,432株         | 1,413,716株       |

（注） 1. 普通株式の発行済株式数の増加は、当社第1回新株予約権、第2回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権の行使によるものであります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、ESOP信託口及びBBT信託口による当社第1回新株予約権の行使、並びに当社の第三者割当による自己株式の取得等によるものであります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、ESOP信託口から役職員への株式給付、及び当社によるESOP信託口及びBBT信託口への第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          | 配当の原資 |
|--------------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成29年<br>6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 63,100         | 4.0             | 平成29年<br>3月31日 | 平成29年<br>6月30日 | 利益剰余金 |
| 平成29年<br>11月14日<br>取締役会  | 普通株式  | 199,554        | 10.0            | 平成29年<br>9月30日 | 平成29年<br>12月8日 | 利益剰余金 |

（注） 1. 平成29年6月29日定時株主総会決議の配当金の総額には、ESOP信託口及びBBT信託口が保有する当社株式に対する配当金2,240千円が含まれております。  
2. 平成29年11月14日取締役会決議の配当金の総額には、ESOP信託口及びBBT信託口が保有する当社株式に対する配当金5,235千円が含まれております。



- (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
平成30年6月28日開催の第68回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          | 配当の原資 |
|--------------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成30年<br>6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 229,674        | 10.0            | 平成30年<br>3月31日 | 平成30年<br>6月29日 | 利益剰余金 |

(注) 平成30年6月28日定時株主総会の決議による配当金の総額には、ESOP信託口及びBBT信託口が保有する当社株式に対する配当金14,072千円が含まれております。

### 3. 新株予約権に関する事項

|            | 第7回新株予約権   | 第8回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|------------|------------|----------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       | 普通株式     | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 803,712株   | 18,200株  | 935,000株 |
| 新株予約権の残高   | 2,400,000個 | 50,000個  | 9,350個   |

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に証券関連事業及び不動産関連事業により構成されております。

証券関連事業においては、株式市場の状況のバランスを調整して、主に金融機関借入による間接金融によって資金調達を行っています。主として株式市場の変動を伴う信用取引資産及び信用取引負債を有しているため、株式市場の変動による不利な影響が生じないように、顧客から受け入れている担保の余力管理を日々行っています。先物為替取引については、顧客の外貨建有価証券取引に付随したものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

また、不動産関連事業においては、新規投資及び投資回収の計画等に照らし、必要な資金を調達しております。一時的な余資は、主に銀行預金など流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等からの借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預託金は、主に顧客分別預託金であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法第43条の2第2項に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託会社等に信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

トレーディング商品は株式及び公社債であります。投資有価証券には株式及び公社債、匿名組合・投資事業有限責任組合への出資金等が含まれております。これらは、市場価格の変動リスク・発行体の信用リスクに晒されています。

信用取引貸付金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

信用取引借入金は、主に顧客に対する信用取引貸付金に係る資金調達であり、株式市場の変動リスクに晒されています。

預り金は、主に顧客からの預り金であり、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であります。顧客からの預り金は、金融商品取引法に基づき信託会社等に信託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

受入保証金は、顧客から受け入れた信用取引の委託保証金であります。委託保証金は、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託として信託会社等に信託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。借入金のうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されています。

社債及びノンリコース借入金は、主に特定のプロジェクトや事業を推進する上で必要な資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク及び市場リスク

預託金である顧客分別金信託は、担当部署が規程に従い、残高管理を行っております。

トレーディング商品は、あらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。市場リスク枠は、取締役会において決定し、市場の変動や財務状況等を把握し、取締役会へ報告しております。

投資有価証券は、発行体の財務状況等を継続的に把握することに努めており、状況に応じて随時保有方針の見直し等を行っております。

信用取引貸付金は、子会社において経常的に発生しており、担当部署が規程に従い、最長6ヶ月以内での返済期日管理及び受入保証金の預託状況管理を毎日業務監査部で把握する体制としています。

信用取引借入金は、担当部署が規程に従い、残高及び差入担保状況管理を行う体制としています。

ii 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、担当部署が企画・立案する新規投資又は投資回収の計画に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）参照）

|                                  | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------------------|------------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金                       | 7,908,050              | 7,908,050  | －          |
| (2) 預託金                          | 5,700,000              | 5,700,000  | －          |
| (3) トレーディング商品（資産）                | 1,449,274              | 1,449,274  | －          |
| (4) 信用取引貸付金                      | 5,127,261              | 5,127,261  | －          |
| (5) 信用取引借証券担保金                   | 39,347                 | 39,347     | －          |
| (6) 差入保証金                        | 330,458                | 330,458    | －          |
| (7) 投資有価証券                       | 187,087                | 187,087    | －          |
| 資産計                              | 20,741,480             | 20,741,480 | －          |
| (1) トレーディング商品（負債）                | －                      | －          | －          |
| (2) 信用取引借入金                      | 1,977,525              | 1,977,525  | －          |
| (3) 信用取引貸証券受入金                   | 74,670                 | 74,670     | －          |
| (4) 預り金                          | 5,180,429              | 5,180,429  | －          |
| (5) 受入保証金                        | 470,482                | 470,482    | －          |
| (6) 短期社債                         | 4,000,000              | 4,000,000  | －          |
| (7) 短期借入金                        | 13,670,917             | 13,670,917 | －          |
| (8) 社債                           | 1,000,000              | 1,005,648  | 5,648      |
| (9) 長期借入金<br>（1年内返済予定を含む）        | 6,916,673              | 6,909,863  | △6,810     |
| (10) ノンリコース長期借入金<br>（1年内返済予定を含む） | 3,455,755              | 3,455,755  | －          |
| 負債計                              | 36,746,453             | 36,745,292 | △1,161     |

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 預託金、(3) トレーディング商品（資産）、(6) 差入保証金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 信用取引貸付金

信用取引貸付金の時価については、最長6ヶ月が返済期間であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 信用取引借証券担保金

信用取引借証券担保金の時価については、毎日、㈱東京証券取引所等の取引所における最終価格で洗替え差額決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (7) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券については、上表に含めておりません。

負債

## (1) トレーディング商品（負債）、(4) 預り金、(5) 受入保証金、(6) 短期社債、(7) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 信用取引借入金

信用取引借入金の時価については、毎日、㈱東京証券取引所等の取引所における最終価格で洗替え差額決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 信用取引貸証券受入金

信用取引貸証券受入金の時価については、最長6ヶ月が返済期間であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (8) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規の借入において想定される利率により割り引いて時価を算定しております。

## (10) ノンリコース長期借入金（1年内返済予定を含む）

ノンリコース長期借入金の時価については、約定金利が変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額296,604千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都及びその他の地域において賃貸に供している物件を保有しております。

(2) 賃貸等不動産等に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 (千円) |                |                 | 当連結会計年度末<br>時価<br>(千円) |
|-----------------|----------------|-----------------|------------------------|
| 当連結会計年度<br>期首残高 | 当連結会計年度<br>増減額 | 当連結会計年度<br>期末残高 |                        |
| 3,166,179       | 2,771,574      | 5,937,754       | 6,950,771              |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度の主な増加額は、新規連結によるもの(811,216千円)、物件の取得によるもの(2,021,747千円)であり、主な減少は減価償却によるものです。

3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」及び「固定資産税評価額」に準じ、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 500円13銭

1株当たり当期純利益 93円01銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 84円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、第10回無担保社債（以下、「本社債」という。）の発行を決議いたしました。

本社債の概要は下記のとおりです。

|        |                                                  |
|--------|--------------------------------------------------|
| 名称     | 株式会社あかつき本社第10回無担保社債                              |
| 本社債募集額 | 金10億円                                            |
| 各社債の金額 | 金100万円                                           |
| 利率     | 年率1.00%                                          |
| 払込金額   | 各社債の金額100円につき金100円                               |
| 償還金額   | 各社債の金額100円につき金100円                               |
| 年限     | 1年                                               |
| 償還期限   | 平成31年6月12日                                       |
| 償還方法   | 満期一括償還                                           |
| 利払日    | 11月30日及び6月12日                                    |
| 申込期間   | 自 平成30年5月22日 至 平成30年6月12日                        |
| 払込期日   | 平成30年6月13日                                       |
| 募集方法   | 国内での一般募集                                         |
| 担保の内容  | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。 |
| 財務上の特約 | 「純資産維持条項」が付されております。                              |
| 資金の使途  | 当社グループ関連事業強化のための投融資に充当予定であります。                   |

(その他の注記)

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

|   |          |                            |
|---|----------|----------------------------|
| a | 被取得企業の名称 | 株式会社トータルエステートホールディングス      |
|   | 事業の内容    | 株式会社トータルエステートの全株式を保有する持株会社 |
| b | 被取得企業の名称 | 株式会社トータルエステート              |
|   | 事業の内容    | 不動産の保有、売買、仲介、賃貸及び管理業務等     |
| c | 被取得企業の名称 | 株式会社トータルテック                |
|   | 事業の内容    | 建築物の設計、施工、監理業務等            |
| d | 被取得企業の名称 | 株式会社トータルエステート住宅販売          |
|   | 事業の内容    | 不動産の保有、売買、仲介、賃貸及び管理業務等     |

②企業結合を行った主な理由

既存の不動産事業との事業シナジーの追及と、企業価値の向上を目的としております。

③企業結合日

平成29年7月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

|   |                         |
|---|-------------------------|
| a | 株式会社トータルエステートホールディングス   |
|   | 100.0% (当社間接所有割合100.0%) |
| b | 株式会社トータルエステート           |
|   | 100.0% (当社間接所有割合100.0%) |
| c | 株式会社トータルテック             |
|   | 88.9% (当社間接所有割合88.9%)   |
| d | 株式会社トータルエステート住宅販売       |
|   | 70.0% (当社間接所有割合70.0%)   |

⑦取得企業を決定するに至った主な経緯

当社の連結子会社である株式会社あかつき投資が、現金を対価として株式を取得したことによりま  
す。

(2)連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年7月1日から平成30年3月31日まで



(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |        |             |
|-------|--------|-------------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 6,105,000千円 |
| 取得原価  |        | 6,105,000千円 |

(4)主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 23,383千円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

2,401,542千円

②発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額に対して超過した差額を、のれんとして計上しております。

③償却方法及び償却期間

11年にわたる均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |            |    |
|------|------------|----|
| 流動資産 | 18,395,814 | 千円 |
| 固定資産 | 5,007,633  | 千円 |
| 資産合計 | 23,403,447 | 千円 |
| 流動負債 | 12,967,717 | 千円 |
| 固定負債 | 4,309,091  | 千円 |
| 負債合計 | 17,276,808 | 千円 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,248,979</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>4,622,676</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,323,656         | 未 払 費 用                 | 56,536            |
| 前 払 費 用                | 34,377            | 未 払 法 人 税 等             | 235,872           |
| 関係会社短期貸付金              | 72,500            | 関 係 会 社 未 払 金           | 25,290            |
| 関係会社未収入金               | 437,630           | 短 期 借 入 金               | 200,000           |
| 販 売 用 不 動 産            | 165,766           | 短 期 社 債                 | 4,000,000         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 114,725           | そ の 他                   | 104,976           |
| そ の 他                  | 100,322           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,404,904</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>13,054,891</b> | 役 員 株 式 給 付 引 当 金       | 310,455           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>68,130</b>     | 社 債                     | 1,000,000         |
| 建 物                    | 54,444            | 繰 延 税 金 負 債             | 37,418            |
| そ の 他                  | 13,686            | そ の 他                   | 57,030            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,225</b>      | <b>負 債 合 計</b>          | <b>6,027,581</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>12,980,535</b> | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 投 資 有 価 証 券            | 290,370           | 株 主 資 本                 | 9,192,330         |
| 関 係 会 社 株 式            | 4,187,736         | 資 本 金                   | 4,560,012         |
| 関 係 会 社 出 資 金          | 1,509,463         | 資 本 剰 余 金               | 2,577,122         |
| 関係会社長期貸付金              | 6,884,550         | 資 本 準 備 金               | 1,691,685         |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 97,855            | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 885,437           |
| そ の 他                  | 10,560            | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>2,729,585</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,303,871</b> | 利 益 準 備 金               | 120,704           |
|                        |                   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,608,881         |
|                        |                   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,608,881         |
|                        |                   | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△674,389</b>   |
|                        |                   | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>62,533</b>     |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 62,533            |
|                        |                   | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>21,425</b>     |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>9,276,290</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>15,303,871</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書  
(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     |  | 金 額       |           |
|-------------------------|--|-----------|-----------|
| 営 業 収 益                 |  |           | 1,101,800 |
| 不 動 産 事 業 売 上 高         |  | 1,100,000 |           |
| そ の 他                   |  | 1,800     |           |
| 売 上 原 価                 |  |           | —         |
| 純 営 業 収 益               |  |           | 1,101,800 |
| 営 業 費 用                 |  |           | 790,363   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |  | 790,363   |           |
| 営 業 利 益                 |  |           | 311,436   |
| 営 業 外 収 益               |  |           | 666,168   |
| 受 取 利 息                 |  | 255,369   |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       |  | 390,512   |           |
| そ の 他                   |  | 20,286    |           |
| 営 業 外 費 用               |  |           | 414,481   |
| 支 払 利 息                 |  | 79,338    |           |
| 社 債 償 還 費               |  | 120,092   |           |
| 支 払 手 行 数 料             |  | 128,666   |           |
| 匿 名 組 合 損 失             |  | 41,176    |           |
| そ の 他                   |  | 45,206    |           |
| 経 常 利 益                 |  |           | 563,123   |
| 特 別 損 失                 |  |           | 58,460    |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       |  | 57,660    |           |
| そ の 他                   |  | 800       |           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |  |           | 504,663   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  | △115,306  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           |  | △111,734  |           |
| 法 人 税 等 合 計             |  |           | △227,040  |
| 当 期 純 利 益               |  |           | 731,703   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                |              |           |                                 |              |          | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|----------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                 |              | 自己株式     |             |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
| 当 期 首 残 高               | 3,574,577 | 706,251   | 949,890        | 1,656,141    | 94,438    | 2,166,098                       | 2,260,536    | △685,420 | 6,805,836   |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                |              |           |                                 |              |          |             |
| 新 株 の 発 行               | 985,434   | 985,434   |                | 985,434      |           |                                 |              |          | 1,970,868   |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |                |              | 26,265    | △288,920                        | △262,654     |          | △262,654    |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                |              |           | 731,703                         | 731,703      |          | 731,703     |
| 自己株式の取得                 |           |           |                |              |           |                                 |              | △346,775 | △346,775    |
| 自己株式の処分                 |           |           | △64,453        | △64,453      |           |                                 |              | 357,805  | 293,352     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |           |                |              |           |                                 |              |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 985,434   | 985,434   | △64,453        | 920,980      | 26,265    | 442,783                         | 469,048      | 11,030   | 2,386,494   |
| 当 期 末 残 高               | 4,560,012 | 1,691,685 | 885,437        | 2,577,122    | 120,704   | 2,608,881                       | 2,729,585    | △674,389 | 9,192,330   |

|                         | 評価・換算差額等             |                        | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|----------------------|------------------------|--------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | 387,672              | 387,672                | 2,446  | 7,195,955 |
| 当 期 変 動 額               |                      |                        |        |           |
| 新 株 の 発 行               |                      |                        |        | 1,970,868 |
| 剰 余 金 の 配 当             |                      |                        |        | △262,654  |
| 当 期 純 利 益               |                      |                        |        | 731,703   |
| 自己株式の取得                 |                      |                        |        | △346,775  |
| 自己株式の処分                 |                      |                        |        | 293,352   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △325,139             | △325,139               | 18,979 | △306,159  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △325,139             | △325,139               | 18,979 | 2,080,334 |
| 当 期 末 残 高               | 62,533               | 62,533                 | 21,425 | 9,276,290 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（関係会社出資金含む）

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) たな卸資産
- 通常の販売目的で保有するたな卸資産
- 販売用不動産……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産
- 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法によっております。
- (2) 無形固定資産
- 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
- 役員株式給付引当金……………役員報酬の支給に備えるため、将来の株式給付見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。
4. 重要な繰延資産の処理方法
- 社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。
5. 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理
- 税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度の適用
- 連結納税制度を適用しております。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(貸借対照表に関する注記)

(1)有形固定資産の減価償却累計額

18,163千円

(2)担保提供資産及び対応債務

担保債務

短期借入金

200,000千円

上記の短期借入金に対しては、子会社所有の関係会社株式（6,299,188千円）を担保に供しております。

(3)保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

E Wアセットマネジメント㈱

336,545千円

計

336,545千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引

役務収益

1,800千円

営業取引以外

受取利息

92,985千円

社債発行費

110,000千円

支払手数料

96,666千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首<br>の 株 式 数 | 当 事 業 年 度 増 加<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 減 少<br>株 式 数 | 当 事 業 年 度 末<br>の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普 通 株 式   | 1,209,054株               | 947,094株               | 742,432株               | 1,413,716株             |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、ESOP信託口及びBBT信託口による当社第1回新株予約権の行使、並びに当社の第三者割当による自己株式の取得等によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ESOP信託口から役職員への株式給付、及び当社によるESOP信託口及びBBT信託口への第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 繰越欠損金        | 808,529千円  |
| 役員株式給付引当金    | 95,061千円   |
| 関係会社株式       | 27,157千円   |
| その他          | 40,454千円   |
| 繰延税金資産小計     | 971,203千円  |
| 評価性引当額       | △856,477千円 |
| 繰延税金資産合計     | 114,725千円  |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | 27,598千円   |
| その他          | 9,819千円    |
| 繰延税金負債合計     | 37,418千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 77,307千円   |
| 繰延税金負債の純額    | －千円        |

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

| 属性  | 会社等の名称        | 議決権等の所有(被所有)割合    | 関連当事者との関係 | 事業の内容 | 取引の内容          | 取引金額(千円)  | 科目        | 期末残高(千円)  |
|-----|---------------|-------------------|-----------|-------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社 | あかつき証券(株)     | (所有)<br>直接 100.0% | 役員の兼任     | 証券業   | 資金の貸付(注1)      | —         | 関係会社短期貸付金 | 50,000    |
|     |               |                   |           |       |                |           | 関係会社長期貸付金 | 500,000   |
|     |               |                   |           |       | 社債発行費の支払(注2)   | 110,000   | —         | —         |
|     |               |                   |           |       | 社債関連手数料の支払(注2) | 96,666    | —         | —         |
|     |               |                   |           |       | 連結納税に伴う受取予定額   | 189,235   | 関係会社未収入金  | 189,235   |
| 子会社 | (株)あかつき投資     | (所有)<br>間接 100.0% | 役員の兼任     | 投資事業  | 資金の貸付(注1、3)    | 6,305,000 | —         | —         |
|     |               |                   |           |       | 利息の受取(注1)      | 67,326    | 関係会社未収入金  | 67,326    |
| 子会社 | (株)あかつきキャピタル  | (所有)<br>直接 100.0% | 役員の兼任     | 投資事業  | 資金の貸付(注1)      | 6,305,000 | 関係会社長期貸付金 | 6,305,000 |
| 子会社 | (株)トータルエーステート | (所有)<br>間接 100.0% | 役員の兼任     | 不動産事業 | 連結納税に伴う受取予定額   | 158,408   | 関係会社未収入金  | 158,408   |
| 子会社 | (同)さつき        | (所有)<br>直接 47.1%  | 匿名組合出資    | 投資事業  | 匿名組合出資の引受(注4)  | 232,000   | —         | —         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付につきましては、他の金融機関との取引と同様、一般的な借入条件により行っております。なお、取引に係る利息につきましては、市場金利を参考に決定しております。
2. 社債発行費用、社債関連手数料につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件により行っております。
3. 当社による(株)あかつき投資への貸付債権は、債権譲渡契約により(株)あかつきキャピタルが譲受けております。
4. 匿名組合出資の引受につきましては、キャピタルコール方式による出資を引き受けたものであります。
5. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類     | 氏名    | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係 | 取引の内容     | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|--------|-------|------------------|-----------|-----------|----------|----|----------|
| 子会社の役員 | 小澤 清  | (被所有)<br>直接 0.0% | 当社子会社取締役  | 予約権の行使(注) | 11,029   | —  | —        |
| 子会社の役員 | 大塚 峰昭 | (被所有)<br>直接 0.2% | 当社子会社取締役  | 予約権の行使(注) | 17,200   | —  | —        |

(注) 第8回新株予約権及び第2回新株予約権を権利行使したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 429円26銭

1株当たり当期純利益 39円66銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に記載のとおりであります。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社あかつき本社  
取締役会 御中

海南監査法人

|                        |       |           |
|------------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 齋 藤 勝 ㊞   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 溝 口 俊 一 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あかつき本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あかつき本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月10日開催の取締役会において、第10回無担保社債の発行を決議している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社あかつき本社  
取締役会 御中

海南監査法人

|                        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 齋 藤 勝 ㊞   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 溝 口 俊 一 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あかつき本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月10日開催の取締役会において、第10回無担保社債の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社あかつき本社 監査役会

常勤監査役 長 田 徳 夫 ㊞

常勤監査役 横 田 和 史 ㊞

監査役 小 西 克 憲 ㊞

監査役 田名網 一 嘉 ㊞

(注) 監査役小西克憲及び田名網一嘉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、配当を中心にしながら、自己株式取得等によって補完する形を採っており、その金額については、業績、投資や財務基盤の充実のための適正な内部留保の維持、また市場株価の水準を勘案して決定しております。

また、勘案する業績は、当社が持株会社であることから、単体業績がグループ全体の連結業績と大きく乖離する場合があるため、原則としては単体業績を基礎にする考え方を採っておりますが、第68期におきましては、主要子会社が100%子会社になった現状を鑑み、グループ全体としての業績を反映する連結業績を基礎にしております。

このような方針のもと、第68期の期末配当につきましては、以下のとおりいたします。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、229,674,710円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

(2) 将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の4,600万株から9,000万株に変更を行います。

(3) 会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第35条（会計監査人の選任）、第36条（会計監査人の任期）及び第37条（会計監査人の報酬等）を新設いたします。

(4) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現 行 定 款                         | 変 更 案                           |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 第 1 章 総則                        | 第 1 章 総則                        |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略)              | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)             |
| (機関)                            | (機関)                            |
| 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会                        | (1) 取締役会                        |
| (2) 監査役                         | (2) 監査等委員会                      |
| <u>(3) 監査役会</u>                 | (削除)                            |
| <u>(4) 会計監査人</u>                | <u>(3) 会計監査人</u>                |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式<br/>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>4,600万株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<br/>(新 設)</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> <p><u>3.</u> (条文省略)</p> | <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式<br/>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>9,000万株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第18条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名以内とする。<br/><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<br/><u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区別して行わなければならない。</u></p> <p><u>3.</u> (現行どおり)</p> <p><u>4.</u> (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                                                   | (解任方法)<br><u>第20条</u> 取締役は、株主総会において解任する。<br>2. <u>監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br>3. <u>監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>                                                                                                               |
| (任期)<br><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                                               | (任期)<br><u>第21条</u> <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u><br>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u> |
| (新 設)                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (新 設)                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (新 設)                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (代表取締役及び役付取締役)<br><u>第21条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br><br>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | (代表取締役及び役付取締役)<br><u>第22条</u> 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u><br>2. 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長になる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前二項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                         | 変 更 案                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <u>(顧問及び相談役)</u><br>第26条 取締役会は、その決議によって顧問及び相談役若干名を置くことができる。                                                                     | (削 除)                                                   |
| 第27条 (条文省略)<br><br>(取締役の報酬等)<br>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<br>(新 設)               | 第28条 (現行どおり)<br><br>(取締役の報酬等)<br>第29条 (現行どおり)           |
| 第29条 (条文省略)                                                                                                                     | <u>2. 報酬等は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とに区分して定めなければならない。</u> |
| 第30条 (条文省略)                                                                                                                     | 第30条 (現行どおり)                                            |
| 第5章 監査役及び監査役会<br><u>(員数)</u>                                                                                                    | (削 除)                                                   |
| 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。                                                                                                          | (削 除)                                                   |
| <u>(選任方法)</u>                                                                                                                   | (削 除)                                                   |
| 第31条 監査役は、株主総会において選任する。<br><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>                           |                                                         |
| <u>(任期)</u>                                                                                                                     | (削 除)                                                   |
| 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> |                                                         |
| <u>(常勤の監査役)</u>                                                                                                                 | (削 除)                                                   |
| 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                                 |                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                     | 変 更 案        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                              | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>                                           | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                            | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                    | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人の責任<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第68回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の責任賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役とは区別して、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、 地 位 及 び 担 当 な ら び に<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | しま ね ひで あき<br>島 根 秀 明<br>(昭和40年11月27日) | 平成元年4月 野村證券(株)入社<br>平成8年10月 ソフトバンク(株)入社<br>平成14年11月 Softbank Investment<br>International (Strategic) Ltd. 取締<br>役執行役員 最高財務責任者<br>平成15年1月 ソフトバンク・インベストメント(株)執行<br>役員社長室長<br>平成17年1月 SBIホールディングス(株)経営企画室長<br>平成18年4月 トレード・サイエンス(株)取締役最高財務<br>責任者兼最高業務責任者<br>平成22年1月 同社代表取締役社長<br>平成22年10月 マネックスグループ(株)執行役員社長室<br>室長<br>平成23年6月 当社取締役<br>平成23年9月 あかつき証券(株)取締役<br>平成23年10月 当社代表取締役会長<br>あかつき証券(株)代表取締役会長<br>平成24年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成24年6月 ドリームパイザー・ホールディングス(株)<br>（現 ウェルス・マネジメント(株)）取締<br>役<br>平成24年11月 あかつき証券(株)取締役（現任）<br>平成25年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）<br>平成26年10月 EWアセットマネジメント(株)取締役（現<br>任）<br>平成28年2月 リードウェイ(株)取締役会長<br>平成29年6月 (株)あかつき投資代表取締役（現任）<br>平成29年7月 (株)トータルエステート代表取締役会長<br>（現任）<br>(株)トータルテック取締役（現任）<br>平成29年11月 (株)マイトランク取締役（現任）<br>平成30年5月 リードウェイ(株)取締役（現任） | 1,110,000株        |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                          | 略 歴、 地 位 及 び 担 当 な ら び に<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | はま おか よう いち ろう<br>濱 岡 洋 一 郎<br>(昭和28年9月24日) | 昭和51年 4 月 三井不動産㈱入社<br>平成12年 4 月 ジョーンズラングラサール㈱代表取締<br>役社長<br>平成24年 4 月 同社取締役会長<br>平成24年 7 月 NSホールディングス㈱代表取締役<br>平成24年 8 月 ㈱トータルエステート取締役 (現任)<br>平成24年11月 日本プロロジスリート投資法人監督役<br>員 (現任)<br>EWアセットマネジメント㈱代表取締<br>役 (現任)<br>平成25年 6 月 ウェルス・マネジメント㈱監査役<br>平成26年 5 月 当社顧問<br>平成26年 6 月 ウェルス・マネジメント㈱取締役<br>平成27年 6 月 ㈱トータルテック監査役<br>㈱トータルエステート住宅販売監査役<br>平成28年 6 月 当社取締役<br>平成29年 3 月 当社取締役会長 (現任)<br>平成29年 7 月 ㈱トータルテック取締役 (現任) | —                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、 地 位 及 び 担 当 な ら び に<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | く どう ひで と<br>工 藤 英 人<br>(昭和39年12月19日) | 昭和62年 4 月 東洋信託銀行(株)入行<br>平成 9 年 4 月 ソフトバンク(株)入社<br>平成11年 4 月 イー・トレード(株)取締役<br>平成12年 5 月 同社常務取締役<br>平成15年11月 同社取締役<br>ワールド日栄証券(株)顧問<br>平成15年12月 同社専務取締役<br>平成16年 2 月 ワールド日栄フロンティア証券(株)専務<br>取締役<br>平成17年 6 月 同社代表取締役副社長兼COO<br>平成20年 3 月 黒川木徳証券(株)専務取締役<br>平成20年 6 月 同社取締役専務執行役員<br>平成22年 3 月 当社執行役員<br>平成22年10月 当社代表取締役会長CEO<br>黒川木徳証券(株)専務取締役<br>平成23年 2 月 当社代表取締役社長<br>黒川木徳証券(株)取締役<br>平成23年 6 月 豊商事(株)取締役<br>平成24年 4 月 当社取締役 (現任)<br>あかつき証券(株)代表取締役社長 (現任)<br>平成24年 6 月 ドリームバイザー・ホールディングス(株)<br>(現 ウェルス・マネジメント(株)) 取締<br>役<br>平成28年 2 月 リードウェイ(株)取締役<br>平成29年 6 月 (株)あかつき投資取締役 (現任)<br>平成29年 7 月 (株)トータルエステート取締役 (現任)<br>(株)トータルテック取締役 (現任)<br>平成30年 5 月 リードウェイ(株)代表取締役会長 (現任) | 570,000株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                              | 略 歴、 地 位 及 び 担 当 な ら び に<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | かわ なか まさ ひろ<br>川 中 雅 浩<br>(昭和45年6月12日)          | <p>平成7年4月 当社入社</p> <p>平成19年4月 当社執行役員IR・広報部長</p> <p>平成20年1月 当社執行役員管理副本部長兼IR・広報部長</p> <p>平成20年6月 黒川木徳証券(株)監査役</p> <p>平成22年3月 当社執行役員管理本部長兼総合企画室<br/>長兼財務経理部長</p> <p>平成22年10月 黒川木徳証券(株)執行役員</p> <p>平成24年4月 あかつき証券(株)取締役投資銀行本部長</p> <p>平成25年3月 当社取締役経営企画部長</p> <p>平成25年11月 当社取締役執行役員社長室長</p> <p>平成26年8月 (株)マイトランク取締役 (現任)</p> <p>平成27年6月 あかつき証券(株)取締役執行役員管理本<br/>部長兼財務部長</p> <p>平成28年9月 あかつき証券(株)取締役</p> <p>平成29年3月 当社取締役グループ財務部長</p> <p>平成30年1月 (株)あかつきTEインベストメント取締役<br/>(現任)</p> <p>平成30年4月 当社取締役社長室長 (現任)</p>          | 33,333株           |
| 5          | Dominic Henderson<br>ドミニク・ヘンダーソン<br>(昭和38年8月3日) | <p>昭和60年9月 ロバートフレミング証券ロンドン入社</p> <p>昭和63年6月 ジャーディンフレミング証券東京入社</p> <p>平成6年2月 ロバートフレミング証券ニューヨーク<br/>ディレクター</p> <p>平成13年7月 JPモルガン証券(株)バイス・プレジデ<br/>ント日本株式国際営業部長</p> <p>平成15年3月 ING証券会社東京マネージング・ディレ<br/>クター株式部長</p> <p>平成16年8月 マッコリー証券会社東京支店長兼株式<br/>本部長</p> <p>平成21年1月 ベンディゴパートナーズ パートナー<br/>(現任)</p> <p>平成21年5月 ベンディゴ(株)代表取締役 (現任)</p> <p>平成21年6月 (株)グローベルス (現 (株)プロスペクト)<br/>取締役 (現任)</p> <p>平成24年1月 当社シニアアドバイザー</p> <p>平成25年6月 当社取締役執行役員</p> <p>平成26年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>平成29年10月 トレドイットジャパン合同会社職務<br/>執行者 (現任)</p> | —                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                       | 略 歴、 地 位 及 び 担 当 な ら び に<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6         | こ ばやし ゆう すけ<br>小 林 祐 介<br>(昭和47年8月14日)<br><div>社 外</div> | 平成 8 年 4 月 イマジニア㈱入社<br>平成 8 年 9 月 ソフトバンク㈱入社<br>平成10年 5 月 (有)コミュニケーションオンライン設立<br>同社取締役<br>平成11年 7 月 ㈱コミュニケーションオンラインに商<br>号変更<br>同社代表取締役社長<br>平成11年 9 月 インターネットコム㈱取締役社長<br>平成14年10月 ㈱アエリア設立<br>同社代表取締役社長 (現任)<br>平成17年12月 ㈱アエリアファイナンス取締役<br>平成18年 8 月 Aeria Games & Entertainment, Inc.<br>取締役<br>平成20年12月 ㈱スリーエス取締役<br>平成21年 4 月 ㈱コーポレートファイナンスパートナ<br>ーズ・アジア代表取締役<br>㈱スリーエス代表取締役<br>平成21年 6 月 当社社外取締役 (現任)<br>平成22年 1 月 ㈱アクワイア取締役<br>平成23年12月 Aeria America Inc.取締役 (現任)<br>平成24年 7 月 GUI YOU Information Technology<br>Ltd.取締役<br>平成26年 7 月 ㈱ソアラボ代表取締役 (現任)<br>平成26年12月 ㈱ガマニアデジタルエンターテイン<br>メント (現㈱エイジ) 監査役<br>平成29年 4 月 ㈱エンパシーゲームズ代表取締役 (現<br>任)<br>平成29年 8 月 ㈱Impression取締役 (現任)<br>平成29年 9 月 Twist㈱代表取締役 (現任)<br>㈱アエリア投資式号代表取締役 (現任)<br>㈱トータルマネージメント取締役 (現<br>任) | 489,000株          |

招 集  
通 知

事 業  
報 告

連 結  
計 算  
書 類

計 算  
書 類

監 査  
報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

- (注) 1. 現任の役職につきましては、下線を付しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小林祐介氏は社外取締役候補者であります。
4. 島根秀明、濱岡洋一郎、工藤英人、川中雅浩、ドミニク・ヘンダーソン、小林祐介の6氏は、現在当社の取締役であり、重要な兼職につきましては、事業報告の「2. 会社の現況 (3)会社役員 の状況」(12頁～15頁)に記載のとおりであります。
5. 監査等委員でない取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1)島根秀明氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、当社の代表取締役として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。これらのことから当社の取締役に相応しい人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2)濱岡洋一郎氏は、不動産業界における豊富な経験と不動産に関する幅広い見識を有し、現在、当社のグループ会社でありますEWアセットマネジメント㈱の代表取締役を務めております。これらのことから、今後、当社の経営への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (3)工藤英人氏は、当社の証券子会社の代表取締役をはじめ、証券業界での豊富な経営経験を有し、現在、当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。これらのことから当社の取締役に相応しい人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (4)川中雅浩氏は、当社の経営企画・管理などの分野において豊富な経験を有し、現在、当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。これらのことから当社の取締役に相応しい人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (5)ドミニク・ヘンダーソン氏は、グローバルな視点に基づく経営に対する幅広い知識や当社の主力事業である証券・不動産についての豊富な経験を有し、現在、当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。これらのことから当社の取締役に相応しい人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (6)小林祐介氏は、これまで多くの企業経営に携わり、経営に関する高い見識を有し、現在当社社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。これらのことから当社の取締役に相応しい人材であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 島根秀明氏の所有する株式の数には、資産管理会社であります㈱松栄管理において保有する株式の数を含みます。
7. 工藤英人氏の所有する株式の数には、資産管理会社であります㈱工藤アセットマネジメントにおいて保有する株式の数を含みます。
8. 小林祐介氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
9. 当社は小林祐介氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位ならびに<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 小西 かつのり<br>(昭和20年11月1日)<br>社外  | 昭和44年4月 東洋信託銀行(株)入行<br>平成9年6月 同社取締役本店営業本部第1部長<br>平成11年6月 同社常務取締役総合企画部長<br>平成13年4月 (株)UFJホールディングス常務執行役員<br>平成14年1月 同社専務執行役員<br>UFJ信託銀行(株)取締役<br>平成15年6月 日本マスタートラスト信託銀行(株)代表取締役副社長<br>平成18年6月 三菱UFJトラストビジネス(株)監査役<br>平成21年5月 IBS証券(株)取締役最高顧問<br>平成23年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成24年6月 あかつき証券(株)監査役(現任) | —              |
| 2     | 安東 ぎょういち<br>(昭和40年4月28日)<br>社外 | 平成14年11月 司法試験合格<br>平成16年10月 東京弁護士会弁護士登録<br>さくら共同法律事務所アソシエイト<br>平成17年10月 安東総合法律事務所開設<br>同所パートナー<br>平成18年9月 霞が関法律会計事務所(現 新霞が関総合法律会計事務所)パートナー(現任)<br>平成22年4月 東京弁護士会弁護士倫理特別委員会副委員長<br>平成24年6月 当社社外監査役<br>平成26年6月 当社社外取締役(現任)                                                                      | —              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略歴、地位ならびに<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | たなあみ かず よし<br>田名網一嘉<br>(昭和44年10月15日)<br><b>社 外</b> | 平成4年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入行<br>平成9年9月 山田&パートナーズ会計事務所入所<br>平成15年1月 優成監査法人入所<br>平成16年6月 (株)アエリア監査役(現任)<br>平成17年12月 (株)アエリアファイナンス監査役<br>平成18年10月 (株)アエリアIPM監査役<br>平成19年3月 (株)ゲームポット監査役<br>平成20年6月 黒川木徳証券(株)監査役<br>平成20年11月 (株)アクワイア監査役<br>平成21年3月 (株)エアネット監査役(現任)<br>平成21年4月 (株)コーポレートファイナンスパートナ<br>ーズ・アジア監査役<br>平成21年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成26年12月 (株)ガマニアデジタルエンターテイメン<br>ト(現(株)エイジ)監査役(現任)<br>平成27年6月 (株)リベル・エンタテインメント監査役<br>(現任)<br>平成27年10月 (株)アスガルド監査役(現任)<br>平成27年11月 (株)ファーストペンギン監査役(現任)<br>平成29年6月 (株)アリスマティック監査役(現任)<br>平成29年8月 (株)Impression監査役(現任)<br>平成29年9月 (株)アエリア投資式号監査役(現任) | —              |

- (注) 1. 現任の役職につきましては、下線を付しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小西克憲、安東恭一、田名網一嘉の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小西克憲氏及び田名網一嘉氏は現在当社の監査役であり、安東恭一氏は現在当社の取締役であります。重要な兼職につきましては、事業報告の「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況」(12頁～15頁)に記載のとおりであります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1)小西克憲氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な見識を有しているため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2)安東恭一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な法律知識と幅広い見識を有しているため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (3)田名網一嘉氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
6. 安東恭一氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

7. 当社は、現在社外監査役に就任している小西克憲氏及び田名網一嘉氏、現在社外取締役役に就任している安東恭一氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、安東恭一氏及び田名網一嘉氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

招  
集  
通  
知

事  
業  
報  
告

連  
結  
計  
算  
書  
類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類



### **第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、平成16年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて監査等委員でない取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を現状の取締役の報酬等の額と同額である年額350百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬等の支給対象となる監査等委員でない取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、これに伴い、新たに監査等委員である取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

**第7号議案** 監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社は、平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会において当社及び当社子会社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただいた後、平成29年6月29日開催の第67回定時株主総会において本制度の一部変更についてご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の当社の取締役に対する本制度に係る報酬枠について、監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠として継続して設定をいたしたく存じます。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております当社の監査等委員でない取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、当社の監査等委員でない取締役に対する本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容についてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠の内容は第67回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

本制度の対象となる監査等委員でない取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

2. 報酬等の額の算定方法及び内容並びに参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の監査等委員でない取締役及び当社が指定する当社子会社の取締役（監査等委員会設置会社の場合は、監査等委員でない取締役）（以下「取締役等」といいます。）に対して、当社取締役会及び当社子会社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の監査等委員でない取締役及び当社が指定する当社子会社の取締役（監査等委員会設置会社の場合は、監査等委員でない取締役）

### (3) 信託金額

当社は、現在、平成30年3月末日で終了した事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「現対象期間」といい、現対象期間及びその経過後に開始する原則として3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を実施しており、現対象期間に関して本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金員を原資として当社株式を取得しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。現対象期間につきましては、現対象期間に係る拠出額上限として定めた850百万円のうち350百万円を既に本信託に拠出しており、今後、500百万円を上限とする金銭を随時本信託に追加拠出する予定であり、当該金銭を原資として本信託が当社株式を取得する予定です。

また、現対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

### (4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

今般、上記(3)のとおり、現対象期間につきましては、今後、500百万円を上限とする金銭を随時本信託に追加拠出する予定であり、当該金銭を原資として本信託が当社株式を取得する予定です。

また、現対象期間経過後の各対象期間につきましても、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出する予定であり、当該金銭を原資として本信託が当社株式を取得する予定です。追加拠出された金銭を原資として、本信託が当社株式を取得する場合、取引市場等を通じて又は自己株式処分を引受ける方法によりこれを行うこととします。本信託による当社株式の取得につきましては、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法と当社取締役等に給付される当社株式数の上限

取締役等に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に基づいて定まる数のポイントが付与されますところ、当社の監査等委員でない取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限は、60万ポイント（うち社外取締役分5万ポイント）といたしたく存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な付与ポイント数の上限は第67回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であることから、相当であるものと考えております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、株式給付に際して、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）給付する株式の数の算定にあたり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに関該取締役等に付与されたポイントを累積した数（以下「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(6) 株式給付及び報酬等の額の算定方法

取締役等が退任した場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

当社の監査等委員でない取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各監査等委員でない取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株あたりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎として、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。なお、当社の監査等委員でない社外取締役が受ける報酬等の額についても、同一の算定方法とします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階 会議室  
TEL 03-3667-9210



## 交通機関

- 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅（8番出口より直結）
- 東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線  
日本橋駅（D2出口）より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。